

2023年4月18日

公益社団法人 日本介護福祉士会 御中

損害保険ジャパン株式会社
損保ジャパンパートナーズ株式会社

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いのご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、「五類感染症」に位置づける方針を政府が公表しています。

これに伴い、下記の通り、新型コロナウイルス感染症の補償対象可否が変更となります。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご相談ください。

末筆ではございますが、お客さまの今後益々のご繁栄を心から祈念申し上げます。

敬具

記

1. 特定感染症に関する取り扱い変更

<対象契約>

- ・安心三重奏（傷害総合保険）

<変更内容>

「感染症法」上の位置づけ変更により、約款に規定する感染症に該当しなくなるため、2023年5月8日以降に発病（※）した場合、保険金支払いの対象外となります。

発病日		2023年5月7日まで	2023年5月8日以降
補償内容	特定感染症（一類～三類）	○	○
	新型コロナウイルス感染症	○	×

<背景>

従来、特定感染症特約等は「感染症法上の一類から三類感染症に該当する感染症」を補償する特約であるため、新型コロナウイルス感染症は保険金のお支払いの対象外となっていました。

新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、2020年2月1日以降、特定感染症特約等がセットされている契約に「指定感染症追加補償特約（特定感染症用）」を自動セットすることで、「感染症法（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」を保険金のお支払いの対象としていました。今般の「感染症法」上の位置づけ変更により、上記に規定する感染症に該当しなくなるため、2023年5月8日以降に発病（※）した場合、保険金支払いの対象外となります。

（注）2023年5月7日以前に発病（※）し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は保険金のお支払いの対象となります。

（※）発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

以上

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課
〒184-0015 東京都新宿区西新宿 1-26-1
TEL : 03-3349-5137

<受付時間>

平日 : 9 : 00 ~ 17 : 00（土・日・祝日・年末年始を除く）

■お問い合わせ先

損保ジャパンパートナーズ株式会社 団体職域第二部
〒163-0417 東京都新宿区西新宿 2-1-1
新宿三井ビルディング 17階 TEL : 03-6279-0654

<受付時間>

平日 : 9 : 00 ~ 17 : 00（土・日・祝日・年末年始を除く）